

流域下水道の特例

ねらい

特例を設けることにより、補助要件が市町村合併の妨げとならないようにする。

概要

流域下水道の対象地域である複数市町村が合併により1つの市町村になる場合においても、合併後10年間流域下水道として実施できる。

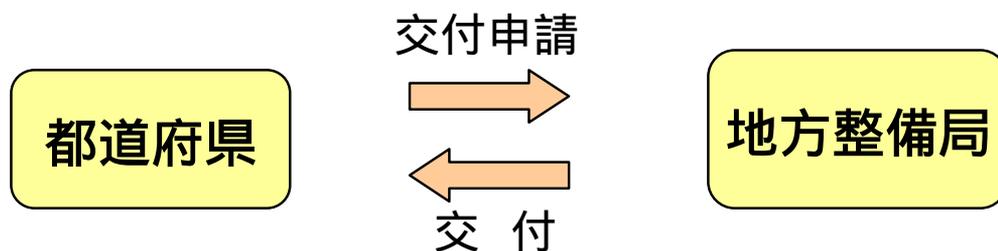
支援措置

補助率 管渠 1 / 2 終末処理場 1 / 2、2 / 3

施策・事業の枠組み

事業主体
都道府県

ながれ



担当 建政部 都市調整官

087 - 851 - 8061(内線6113)